

藤沢市藤澤浮世絵館条例の制定について
藤沢市藤澤浮世絵館条例を次のように定める。

2016年（平成28年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市藤澤浮世絵館条例

（目的及び設置）

第1条 浮世絵をはじめとする郷土歴史及び文化に関する資料（以下「歴史文化資料」という。）を展示公開することにより、市民の郷土への愛着を育むとともに、市民の文化の向上に寄与することを目的として藤沢市藤澤浮世絵館（以下「浮世絵館」という。）を設置する。

（位置）

第2条 浮世絵館の位置は、藤沢市辻堂神台二丁目2番2号とする。

（休館日等）

第3条 浮世絵館の休館日及び供用時間は、教育委員会規則で定める。

（事業）

第4条 教育委員会は、浮世絵館において次に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史文化資料の収集、保管、展示及び利用
- (2) 歴史文化資料に関する調査及び研究
- (3) 歴史文化に関する講演会等の開催
- (4) 前3号に掲げるもののほか、浮世絵館の設置目的を達成するために教育委員会が必要と認める事業

（観覧料）

第5条 市長は、市又は教育委員会が浮世絵館に特別に展示する歴史文化資料を観覧しようとする者から観覧料を徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する観覧料の額は、市長が事業ごとに定める。

(歴史文化資料の特別利用)

第6条 歴史文化資料の撮影及び研究利用等特別な利用をしようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の承認の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(損害賠償)

第7条 浮世絵館を利用する者が、浮世絵館の施設、設備、歴史文化資料等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、原状に復さず、若しくは当該損害にかかる賠償額を減額し、又は免除することができる。

(藤沢市藤澤浮世絵館運営委員会)

第8条 浮世絵館の運営及び管理について諮問するため、教育委員会の附属機関として藤沢市藤澤浮世絵館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、藤沢市藤澤浮世絵館運営委員（以下「委員」という。）5人以内をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、浮世絵館の管理及び委員会について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市藤澤浮世絵館の供用を開始する必要による。